

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第 号

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則

広島県立農業技術大学校規則（昭和六十年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後					改正前																																				
<p>(誓約書の提出) 第十一条 (略)</p> <p>2 前項の保証人は、独立の生計を営み、学生の身上に関して責任を負うことのできる身元確実な成年者でなければならない。この場合において、当該学生が未成年者であるときは、一人については、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者でなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>																																											
<p>(授業料の徴収) 第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の授業料は、返還しない。ただし、知事が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者から徴収した授業料については、返還するものとする。</p>																																											
<p>別表第1 (第3条関係) 野菜・花きコース (野菜専攻及び花き専攻)の教育科目及びその時間数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">科目</th> <th colspan="2">1年</th> <th colspan="2">2年</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>講義</th> <th>実習</th> <th>講義</th> <th>実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業概論</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農業機械と利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜・花</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												科目	1年		2年		合計	計	講義	実習	講義	実習	農業概論	15				15	0	農業機械と利用							野菜・花						
科目	1年		2年		合計	計																																					
	講義	実習	講義	実習																																							
農業概論	15				15	0																																					
農業機械と利用																																											
野菜・花																																											
<p>別表第1 (第3条関係) 野菜・花きコース (野菜専攻及び花き専攻)の教育科目及びその時間数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">科目</th> <th colspan="2">1年</th> <th colspan="2">2年</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>講義</th> <th>実習</th> <th>講義</th> <th>実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業概論</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農業機械と利用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜・花</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												科目	1年		2年		合計	計	講義	実習	講義	実習	農業概論	30				30	0	農業機械と利用							野菜・花						
科目	1年		2年		合計	計																																					
	講義	実習	講義	実習																																							
農業概論	30				30	0																																					
農業機械と利用																																											
野菜・花																																											

農業 機械 と利 用一 家畜 飼養 I	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業 法人 等先 進事 例研 究	15	(略)	(略)	(略)	15	0	15	(略)	(略)	(略)
卒業 論文 一 家畜 飼養 管理 実習 II	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第11条関係）

誓 約 書

年 月 日

広島県立農業技術大学校長 様

私は、貴校に入学を許可されましたが、在学期間中は、諸規程及び指示事項を守るとともに、授業料及び寮費について責任をもって支払うことを堅く誓います。

本人住所

氏名 ⑩

上記の者が、この度貴校に入学を許可されましたが、教育に関する諸規程を遵守させ、成業を督励するとともに、本人が在学中に負うべき次の債務については、保証人がそれぞれ次の極度額の範囲内において、本人と連帯して保証します。

主債務 授業料、寮費及び損害賠償に係る債務

極度額 金 円

保証人住所

本人との続き柄

氏名 ⑩

保証人住所

本人との続き柄

氏名 ⑩

- 注 1 保証人が未成年後見人である法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押印すること。
- 2 保証人が未成年後見人である法人の場合にあつては、当該保証人については極度額の定めは不要とし、主債務を連帯して引き受けるものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在学する学生でこの規則の施行の前に入学したものの本科に係る教育科目及び時間数については、この規則による改正後の広島県立農業技術大学校規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。